第 1596 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 7月 7日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 通勤手当の非課税限度額と消費税

Q：当社には、遠隔地から通勤する社員がおり、新幹線の定期代金を通勤手当として支給しているため、所得税法上の非課税限度額を超えています。

ところで、この非課税限度額を超えた部分は給与として所得税を課税していますので、消費税の課税仕入れにならないのでしょうか。

A：通勤手当全額が課税仕入れになります。

【解説】

所得税では、非課税となる通勤手当の範囲を、「一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分で政令で定める金額」に限るとしていますが、消費税では、このような制限を設けていません。

消費税の取扱いにおいては、その通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、事業者の業務上の必要に基づいて支払われる支出の実費弁償であり、事業者が課税仕入れに該当する定期券等を購入して通勤者に交付するのと同じであることから、課税仕入れに係る支払対価に該当することとして取り扱われています。この場合、通勤手当が所得税の非課税限度額を超えているため、その一部が給与に該当する場合であっても、消費税では、通勤手当がその通勤に通常必要なものであると認められるものであれば、課税仕入れに該当します。

ご質問の場合も、給与等とされる非課税限度額を超える部分の金額も含めた新幹線による通勤手当の支給額の全額が課税仕入れに該当することになります。